

職員の給与に関する勧告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

1 給料表

(1) 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を、別記1のとおり改定すること。

(2) 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

現行の給料表を、別記2のとおり改定すること。

(3) 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例

現行の給料表を、別記3のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 扶養手当

配偶者以外の扶養親族のうち、3人目以降の子等に係る手当の月額を1,000円引き上げて1人につき6,000円とすること。

(2) 住居手当

ア 世帯主（これに準ずる者を含む。以下同じ。）である職員（イの職員を除く。）に支給する手当について、扶養親族の有無による区分を

廃止し、手当の月額を一律8,500円とすること。

イ 単身赴任手当を支給される職員で、世帯主であるものに支給する手当について、扶養親族の有無による区分を廃止し、手当の月額を一律4,200円とすること。

(3) 期末手当

ア 平成22年12月期の支給月数

平成22年12月に支給する期末手当の支給月数を1.50月分（再任用職員については、0.85月分）とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給月数

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.225月分及び1.375月分（再任用職員については、それぞれ0.65月分及び0.80月分）とすること（指定職給料表の適用を受ける職員、特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員を除く。）。

(4) 平成23年6月期以降に支給する勤勉手当

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.675月分（再任用職員については、それぞれ0.325月分）とすること（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）。

(5) 指定職給料表の適用を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当

ア 平成23年6月期以降、指定職給料表の適用を受ける職員に対し、勤勉手当を支給すること。

イ 平成23年6月期以降に支給する期末手当の支給月数

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0.625月分及び0.775月分とすること。

ウ 平成23年6月期以降に支給する勤勉手当の支給月数

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.775月分とすること。

(6) 平成23年6月期以降に特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に支給する期末手当

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.40月分及び1.55月分とすること。

3 実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときはその日）から実施すること。ただし、2の(3)のイ、(4)、(5)及び(6)については、平成23年4月1日から実施すること。

また、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、所要の調整措置を講じること。

(2) 地域手当の支給割合の特例措置の廃止

地域手当について、改定の実施時期から当分の間、100分の17としていた支給割合の特例措置は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときはその日）から廃止すること。